記者発表資料

令和８年２月１７日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

１.処分対象業者

１ 商号又は名称　大館桂工業株式会社
２ 代表者　中田峻
３ 主たる営業所の所在地　秋田県大館市御成町３－７－１７
４ 許可番号　国土交通大臣許可（特－０６）第００１９１８号

２.処分内容

建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示

３.処分理由

処分対象業者は、一次下請として請け負った秋田県内の設備解体工事現場において、令和４年５月２７日に自社の労働者が脚立から転落し、右足踵を骨折したにもかかわらず、元請負人の求めに応じ、自社の倉庫内で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を大館労働基準監督署に提出した。

この件について、処分対象業者及び関与した社員が、令和７年６月６日付けで大館簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省 東北地方整備局　電話 ０２２(２２５)２１７１(代表)
建政部 建設産業課 課長　道脇 健之 (内線６１４１)
課長補佐　永澤 竜樹 (内線６１４６)

＜参　考＞

関係条文

建設業法(抄)

（指示及び営業の停止）

第二十八条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三第一項、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一～二（略）

三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～九（略）

２～７（略）